

県内の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザ（2例目）の疑似患畜の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

飯舘村で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、動物衛生研究部門（注）が実施した遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜であることが確認されました。

また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

記

1 概要

- （1）12月7日に飯舘村の養鶏場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、本日高病原性と判断される配列が確認されました。
- （2）これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定しました。
- （3）また、当該高病原性鳥インフルエンザウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

（注）国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

2 その他

- （1）我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、ヒトに鳥インフルエンザが感染する可能性はないと考えております。
- （2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する際の取材は防疫作業の妨げにもなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- （3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

（お問い合わせ先）

福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部

総括班 本多

電話024-521-7365（内線3225）